

定 款



一般社団法人日本電球工業会

一般社団法人日本電球工業会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本電球工業会（英文名 JAPAN ELECTRIC LAMP MANUFACTURERS ASSOCIATION。略称「JELMA」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、電球、放電ランプ及び放電ランプ用安定器、電子トランス、照明用電子発光体及び同モジュール、及びこれらの構成部品（以下「照明用光源類等」という。）に関する調査研究、品質・性能及び安全性向上の調査及び研究、規格の立案等を行うことにより、照明用光源類等の製造業及び関連産業の健全な発展を図り、もって産業の振興に資するとともに、国民生活における安全性の確保と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 照明用光源類等に関する生産、消費、輸出入等の調査研究
- (2) 照明用光源類等に関する品質・性能及び安全性向上の調査及び研究
- (3) 照明用光源類等に関する規格等の立案及び推進
- (4) 照明用光源類等に関する普及及び啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する、我が国において照明用光源類等の製造及び販売の事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体を代表して本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 第5条第2項の規定による資格を喪失したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総会

(種 別)

第 12 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常勤の理事及び常勤の監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 入会金及び会費に関する規程
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(開 催)

第 15 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会長に対し総会の目的たる事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第 2 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第 17 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 15 条第 2 項の規定に基づき臨時に総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

- 第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

- 第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更

- (4) 解散

- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会においては、第 16 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項以外の事項については決議することができない。

(書面等による議決権の行使)

- 第 20 条 総会に出席しない正会員は、書面又は電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の規定により書面又は電磁的方法又は代理人によって行使した議決権の数は、前条第 1 項並びに第 2 項の規定の適用については、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

- 第 21 条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 第 1 項の議事録は、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役員等

(役員を設置等)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 理事のうち、必要に応じて、2 名以内を常務理事、5 名以上 13 名以内を常任理事とすることができる。
- 4 第 2 項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては 15 名、監事にあつては 1 名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 任期中に交代又は増員により理事及び監事を選任する場合も、第 1 項と同様とする。
 - 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらたに選定された会長が就任するまでは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会の業務を執行する。
 - 5 常務理事は、専務理事を補佐する。
 - 6 常任理事は、理事会から特に委任された事項を審議する。

- 7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び常勤の監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第30条 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第31条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は第27条第1項の規定を準用する。
- 5 顧問の報酬は別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、4箇月を超えない間隔で年5回以上開催する。

2 次の各号の一に該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 法令の定めるところにより、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに理事会の目的である事項を示した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事案の議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

（経費の支弁）

第 41 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、役員の名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（特別会計）

- 第45条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して管理するものとする。

（収支差額の処分）

- 第46条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。
- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（借入金）

- 第47条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の予算上の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、第37条の規定にかかわらず、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

- 第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

- 第49条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第51条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第54条 本会はその主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 許可等及び登記に関する書類
- (6) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (7) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (8) 財産目録
- (9) 資産及び負債の状況を示す書類
- (10) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (11) 事業報告書及び収支計算書類等
- (12) 監査報告書
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

(幹部会)

第55条 本会に幹部会を置く。

- 2 幹部会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 幹部会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 幹部会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議し、理事会はその結果を参考にすることができる。

(委員会)

第56条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

(事務局)

第57条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

(実施細則)

第58条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、(会長) 松蔭邦彰、(副会長) 福田正巳、渡邊文矢とする。又最初の業務執行理事は、(専務理事) 武内徹二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。